

ちょっと

Q&A

組合税務相談室

教えて

Question

令和7年度 税制改正



税理士 山本 善通 氏

当組合は、共同購入事業を中心に事業展開を行っています。設備投資も例年実施しており、税制改正も気になるところです。
このたび、令和7年度の税制改正案が示されていますが、特に「経済産業関係」について、その主な内容について教えてください。

Answer

【概要】

令和7年度の税制改正大綱が、令和6年12月27日に閣議決定され、公表されました。御質問にあります「経済産業関係」の改正箇所について、概要を説明させていただきます。

【中小企業の活性化のための政策の見直しについて】

〈① 事業承継税制の見直し〉

経営者の高齢化の進展等に鑑み、中小企業の事業承継を一層後押しし、生産性向上・成長への支援を強化する観点から、事業承継税制の特例措置について、役員就任要件の見直し（現行：「贈与日まで3年以上役員である」→改正案：「贈与の直前に役員である」）が行われます。個人版事業承継税制についても同趣旨の見直しが行われます。事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討される予定です。

〈② 中小企業経営強化税制の拡充・延長〉

中小企業の成長を後押しし、中堅企業への成長ポテンシャルが高い売上が100億円を超える中小企業（100億企業）の創出を推進するため、中小企業経営強化税制（即時償却又は税額控除（最大10%））を2年間延長した上で、100億企業を目指す中小企業に対する措置が拡充（対象設備に建物を追加。建物に対し、特別償却（最大25%）又は税額控除（最大2%））されることになりました。

〈③ 中小企業投資促進税制の延長 及び中小企業軽減税率の延長等〉

人手不足や物価高騰が続く中、中小企業の更なる設備投資を促進するため、中小企業投資促進税制（特別償却30%又は税額控除7%（最大10%）^{※1}）が2年間延長されるとともに、財政基盤を強化するため、中小企業軽減税率（所得800万円まで、法人税率を19%→15%に軽減^{※2}）が2年間延長されます。

※1 税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限り（組合も含まれます）。

※2 課税所得10億円超の中小法人等は法人税率を19%→17%に軽減

〈④ 中小企業防災・減災投資促進税制の延長等〉

令和6年能登半島地震をはじめ、自然災害が全国で多発する中、中小企業における防災・減災能力の強化が一層重要性を増していることを踏まえ、中小企業防災・減災投資促進税制（特別償却16%に改正されます）が2年間延長等されます。

〈⑤ 固定資産税の特例措置の拡充・延長〉

中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき、赤字の中小企業であっても前向きな投資を引き続き可能とするため、賃上げを行う企業を対象に設備投資に伴う固定資産税の特例措置が2年間延長されるとともに、賃上げ率に応じて軽減率が引き上げられます（課税標準が最大で5年間1/4まで軽減されます）。